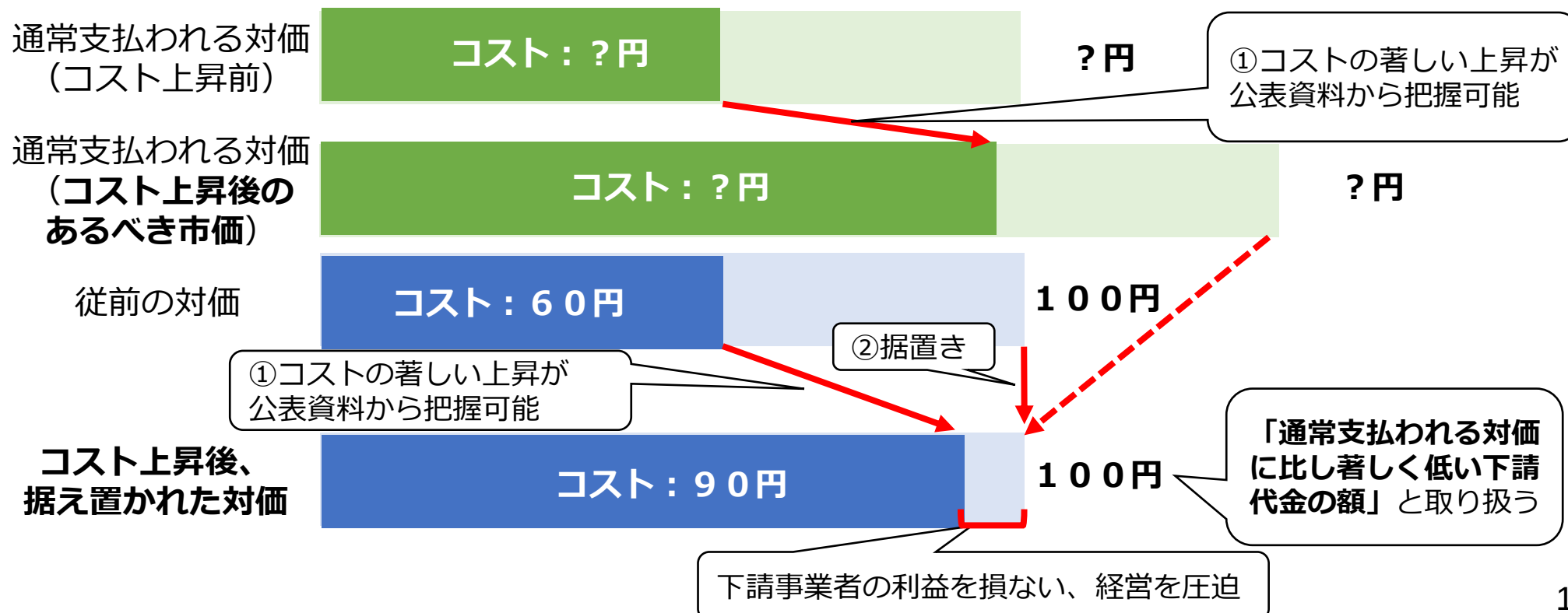


「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正について (令和6年5月27日)

- ①コストの著しい上昇分が公表資料から把握可能である場合において、②据え置かれている対価は、下請事業者の利益を損ない、経営を圧迫することになる。
- 今般、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、上記①及び②に該当する下請代金の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」と取り扱うことを明確化する。
- ただし、買ったときに該当するためには、別途「不当に定める」の要件も満たすことが必要。

【コスト上昇局面における取引価格の据置き】 (例)



改正案	改正前
5 買ったたき (1) 法第4条第1項第5号で禁止されている買ったたきとは、「<u>下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること</u>」である。 「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（以下「通常対価」という。）をいう。ただし、通常対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、<u>次の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱う。</u> ア 従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い下請代金の額 イ <u>当該給付に係る主なコスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請代金の額</u> 買ったたきに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断する。	5 買ったたき (1) 法第4条第1項第5号で禁止されている買ったたきとは、「<u>下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること</u>」である。 「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（以下「通常対価」という。）をいう。ただし、通常対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、<u>従前の給付に係る単価で計算された対価を通常対価として取り扱う。</u> 買ったたきに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断する。

(参考) 買ったときの条文及び規制趣旨

下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一～四 （略）

五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

六・七 （略）

2 （略）

「下請取引適正化推進講習会テキスト」（令和5年11月公正取引委員会・中小企業庁）

● この規定が設けられたねらい

親事業者が下請事業者と下請代金の額を決定する際に、その地位を利用して、通常支払われる対価に比べて著しく低い額を下請事業者に押し付けることは、**下請事業者の利益を損ない、経営を圧迫することになる**のでこれを防止するためである。